

Attorney-General's Department インタビュー

場所) Attorney-General's Department, CA House, 10 National Circuit, Barton, ACT, Canberra.

Home Page: <http://www.ag.gov.au/www/agd/agd.nsf/>

時間) 2月11日(木) 14時から15時まで。

話し手) Peter Arnaudo ほか4名

聞き手) 福井康太

Attorney-General's Department でのインタビューは14時からオフィスの会議室にて行われた。Attorney-General's Department はオーストラリア政府の一部門であり、オーストラリアの法制度ないし司法制度を維持発展させ、公正で安全な社会を実現するよう助言等を行う部門である。インタビューを主催したのは、Indigenous & Community Legal Service Branch の Assistant Secretary である Peter Arnaudo 氏であった。Arnaudo 氏は学生時代に日本語を学んだことがあるとのことで、和気藹々としたムードで質疑応答が行われた。質疑に答えたのはほとんど Arnaudo 氏であった。

ここでもまた質疑応答は Pro Bono の定義から始まった。Attorney-General's Department の Pro Bono の定義は、Rice 教授の定義よりも幅の広い活動を認めている。低報酬の法律事務や法教育、司法改革活動、慈善活動支援を含める実際上の必要に応じた定義であることが窺われる。Attorney-General's Department の定義では、Pro Bono 活動に含まれる事項だけでなく、Pro Bono 活動に含まれない事項も列挙されていることが興味深い。詳細については、Legal Services Directions 2005, Appendix F: Legal Services Procurement を参照。http://www.ag.gov.au/www/agd/agd.nsf/Page/LegalservicestoGovernment_LegalServicesDirections2005/

定義の問題に続いて、福井が「日本では Pro Bono に相当する無償ないし低報酬の代理業務ないし法的アドバイスは、“在野法曹” といった考え方に基づいて公益事件等の支援を手弁当で行う Cause Lawyer が担ってきた」と説明。これは、司法アクセスを社会の隅々まで及ぼすという考え方とは異なるものである。オーストラリアで考えられているような Pro Bono を日本で根付かせることは困難であると述べた。これに対しては、Arnaudo 氏から、日本の場合と異なり、オーストラリアでは大規模な法律事務所が多く、組織的な Pro Bono 活動が行われやすかったことが指摘された。

福井は、司法アクセスの向上のために、司法制度改革の一環として 2006 年に日本司法支援

センターが設けられ、世界同時不況に煽られてその利用が急増し、今年度予定された 140 億円の予算がほとんど底をつきかけていることを説明。オーストラリアにおける Pro Bono が約\$240million もあることは驚きであると伝えた。Arnaudo 氏は、このオーストラリアの統計数値は任意な回答によるものなので、若干水増しがあると補足説明。

Arnaudo 氏は、Pro Bono 文化の背景について、オーストラリアでは、古くから、経済的困窮者の刑事事件に対して裁判所が命令で弁護士を任命してきた (Court Appointed Lawyer) が、これを受けることは弁護士の責任であると考えられ、これが今日の Pro Bono 文化に繋がっていると説明。

Pro Bono 活動の活性化については、Attorney-General's Department でも、大学における法曹養成教育を重視している。Arnaudo 氏は、NSW 大学を例にとり、Undergraduate の学生が法学教授ないし指導法曹の監督の下に無報酬で刑事事件等の支援活動を行い、その中で Pro Bono 活動に求められる能力や倫理観を涵養するというプログラムに協力していると述べている。Undergraduate の学生が Pro Bono 活動に参加することは、彼らが法曹になる場合に限らず、官庁や企業に就職する場合にも大いに意味があるとのこと。福井は、日本でも以前から法学部で法律相談が行われてきたことを紹介。ところが、法科大学院が設置されてから、模擬裁判等の教育は盛んに行われるようになったが、現在の司法試験の準備のために法律相談などの活動に参加する学生は以前より減っていると説明。司法試験準備と Pro Bono 教育を両立させることの難しさについて伝えた。

世界同時不況の Pro Bono への影響については、倒産事件や債権回収関係の事件数が増えていることに対応して、Pro Bono の内容もこれに対応する事件が増えているという回答だった。

International Pro Bono については、Law Council での説明を確認するような質疑応答となったので、ここでは割愛する。

最後に、日本司法アクセス推進協会の視察団 (2月22日、23日にメルボルン調査、25日、26日にシドニー調査) に対するアドバイスとしては、Arnaudo 氏もまた、シドニーに行くのであれば、National Pro Bono Resource Centre を訪問し、John Corker 氏に会ってくることを勧めるとのこと。Arnaudo 氏は、オーストラリア連邦レベルの問題について知りたいのであれば、メルボルンとシドニーだけではなく、キャンベラも訪問する必要があるのではないかと苦言。耳の痛い話であった。